

平成25年2月5日

行政対象暴力対策の要点

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-17-12
丸の内エースビル203号
弁護士 木村良夫
TEL 052-218-3767 FAX 052-203-2636

1 「行政対象暴力」とは何か？

= 暴行、威迫、困惑行為その他の違法又は不当な手段を用いて、行政庁又は行政職員に対し、自己もしくは第三者の利益を得られるように働きかける行為または行政の公正・中立性を阻害するように働きかける行為

↓

行政の公正・中立性＝民主主義、法治主義の保護

→ 刑事面：公務執行妨害罪、職務強要罪（刑法95条）などにより厚く保護されている反面、公務員の犯罪に対しては、収賄罪（刑法197条以下）、公文書偽造罪（刑法155条以下）などにより重く処罰される。

→ 民事面：違法行為を行った公務員個人は、国家賠償法により保護されているが、故意・重過失があれば、求償を免れない（国賠法1条）

e x . 不正な課税証明書の発行により損害を蒙った者からの
国賠と求償（過失相殺も問題となる）の事例

→ 行政面：地方公務員法による懲戒、服務（同法第5節、第6節）規定と刑事罰（同法第5章）

e x . 守秘義務違反と刑事罰

2 行政をとりまく状況

(1) 国民の権利意識の高まりと情報公開、個人情報保護

→ 開かれた行政の落とし穴

- ① 民間と異なり、不当要求行為者の来訪を拒絶できない
- ② 情報公開条例などにより、公文書は、市民の目だけでなく不当要求行為者にも晒される。

(2) 行政対象暴力被害の実態

- (3) 主体の広がり＝暴力団、えせ右翼、えせ同和、フロント企業、えせ労組、
N P O…etc

→指定暴力団でなければ、暴力団対策法の適用がない

3 不当要求行為とは何か

＝暴力行為等社会的相当性を欠く行為並びに公正な職務の執行を阻害するおそれのある一切の行為

→その見極め＝相手がその人でなく、同じ状況にある普通の住民であったら、
どのような判断をするか？

暴行、脅迫、威迫、困惑行為などが無い場合でも同じ判断をするか？

4 不当要求行為に対する対応の基本

＝不当要求行為者の手口と弱点を知れば、百戦危うからず

(1) 不当要求行為者の行動パターンを知る

① 不当要求行為者の手口＝手口が分かれば、いつものこと

・「追い込み」→精神的に追い詰める

e x. 「すぐ返事をよこさんかい！」(→すぐ返事をしない)

「約束を守らんとは、それでも公務員か！」(→約束しない)

「一筆書け！」(→書かない。但し、本当に怖かったら書いて、
取消しと告訴)

・大声と脅しは、「おはよう」「こんにちは」ということ

e x. 「バカヤロー」「子どもの使いか、」「アホ、ボケ」は定型文句

・素早い動き＝考えたり、防御体制ができる前に攻める(→スピード対応)

② 不当要求行為者の弱み

・不当要求行為者は自分が違法行為を行っていることを分かっている

→「警察なんか、怖くない」は、本当か？

＝警察(刑事処罰)を恐れ、裁判手続を嫌う

→しのぎでへたをうっても、組は面倒を見てくれない

→警察による暴力団事犯に対する民事不介入原則の放棄

→暴力団対策法の改正による行政対象の不当要求行為の禁止

・彼らもビジネス＝割に合わないことはしない

e x . 書籍・機関紙購入要求→福井県における機関紙一斉購読拒否

③ 交渉のプロ

- ・彼らの人を見る目を侮るな

＝脅したり激昂しながら、冷静にこちらを見ている

→脅しや大声は、平然と聞き流す

- ・説得力ある申し立て→しかし、どこか変
- ・アメとムチ→彼らも複数体制

e x . 「兄貴があんなに怒っているけど、どうするのアンタ」「俺が、
なだめてやるから、ここは、俺の顔を立てて…」

(2) 権利関係の把握

紛争の実態を見極めることが出来、解決の方針が確立し得ると同時に、結論を見通せるようになる。

→入念な事実確認が必要

＝事実確認ができるまで、結論は出さない→「現在、調査中です」

→関係法令を十分調査する＝彼らは、その道のプロ

→要求根拠（行政側の責任の有無）、要求内容（不当性の有無）、要求態様（社会的相当性の有無）の検討

e x . 単なる言い掛かりか、責任ゼロとは言えない場合か

5 不当要求行為者と交渉に臨む心構え

(1) 交渉は複数体制で－1人で背負い込まずに役割分担

1対1ではプロに負ける。

(2) 毅然とした態度で臨み、挑発に乗らずに且つ徒に挑発しない。

(3) 統一した対応で全庁一致で臨む

→金太郎飴的対応＝誰でも何時でも同一対応

(4) 誠実に対応して事案を客観的に判断する

①相手の主張にも耳を傾けてその真意を理解する（そのための質問することも必要な場合がある）。

②主張すべきはする。

③即答や前言の撤回は避けて間合いを取る。

④必要以上に恐れない。

⑤ときには我慢比べも必要＝不当要求行為は相手のビジネス

(5) 安易且つ合理的根拠のない妥協はしない

→無理に解決する必要はない。

(6) 交渉場所はこちらの支配領域内で行う。

→組事務所等の相手の支配領域内に出向かない。交渉場所はこちらが指定する気迫を持つ

(7) 資料収集を充分に一敵を知ること

相手の住所や氏名と所属団体、要求内容や発言内容等の情報を正確に掴み、録音、録画、写真、メモを活用した上で面談毎に報告書を作成しておく

→相手方が特定出来ないと裁判も提起出来ない

(8) 専門家（弁護士）や専門機関（暴力追放愛知県民会議や県警組織犯罪対策課）への早めの相談と連絡体制の確立

→弁護士会と専門機関との間には緊密な連携プレイが確立している

6 法的手続による解決

(1) 民事訴訟の提起－債務不存在確認請求訴訟の活用

→相手は嫌いな裁判手続を利用せざるを得なくなり、終極的な解決が可能となる。但し、議会の承認が必要

(2) 仮処分手続の活用－面談強要禁止、架電（電話をかけること）禁止、訪問禁止や街宣禁止の各仮処分と間接強制による仮処分決定の実効性の確保

→専決処分によることができる。

(3) 暴力団対策法と刑事告訴など

① 暴力団対策法による中止命令・再発防止命令→不当要求行為の類型

② 刑事告訴・告発の活用

e x. 暴力団員であることを秘して貸借したら、2項詐欺

→暴力追放県民会議の活用

7 まとめ

不当要求行為対策は、公務員個人の問題ではなく、行政組織の問題であることを共通認識にすることが肝要

参考文献：行政対象暴力問題研究会編「行政対象暴力Q&A」ぎょうせい